

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月17日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナル（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ボンド・ファンド
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル
（UBS（Lux）Bond Fund-AUD）
クラスP - d i s t 受益証券
18億4,965万オーストラリア・ドル（約1,396億円）
クラスP - a c c 受益証券
38億2,319万オーストラリア・ドル（約2,886億円）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル
（UBS（Lux）Bond Fund-EUR Flexible）
クラスP - d i s t 受益証券
11億280万ユーロ（約1,351億円）
クラスP - a c c 受益証券
16億5,956万ユーロ（約2,033億円）

UBS (Lux) ボンド・ファンド - 米ドル

(UBS (Lux) Bond Fund-USD)

クラスP - d i s t 受益証券

8億4,400万アメリカ合衆国ドル(約910億円)

クラスP - a c c 受益証券

16億1,655万アメリカ合衆国ドル(約1,742億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

(UBS (Lux) Bond Fund-Full Cycle Asian Bond (USD))

クラスP - a c c 受益証券

7億6,215万アメリカ合衆国ドル(約822億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

(UBS (Lux) Bond Fund-Euro High Yield (EUR))

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

10億3,592万アメリカ合衆国ドル(約1,117億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

7億4,048万アメリカ合衆国ドル(約798億円)

クラスP - a c c 受益証券

16億4,544万ユーロ(約2,015億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

10億4,264万ユーロ(約1,277億円)

(注) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=75.49円、1ユーロ=122.49円、1米ドル=107.79円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月30日に提出した有価証券届出書について、UBS(Lux)ボンド・ファンドのサブ・ファンドであるUBS(Lux)ボンド・ファンド-米ドルのクラスP-dist受益証券およびクラスP-acc受益証券の申込みの取扱いを2019年10月17日付で停止しますので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

(7) 申込期間

<訂正前>

2019年8月31日(土曜日)から2020年8月31日(月曜日)まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)(以下「営業日」という。)でかつ日本における販売会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(10)払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社(後記「(8)申込取扱場所」を参照のこと。)において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

<訂正後>

2019年8月31日(土曜日)から2020年8月31日(月曜日)まで

(2019年10月17日以降、UBS(Lux)ボンド・ファンド-米ドルのクラスP-dist受益証券およびクラスP-acc受益証券の申込みの取扱いを停止する。)

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)(以下「営業日」という。)でかつ日本における販売会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(10)払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社(後記「(8)申込取扱場所」を参照のこと。)において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。